

- ▶省エネ法改正により、特定事業者、特定連鎖化事業者は、事業の実施を統括管理する『エネルギー管理統括者』、及びその補佐を行う『エネルギー管理企画推進者』を選任することが必要。
- ▶また、エネルギー管理指定工場等については、現行省エネ法と同じくエネルギー管理者又はエネルギー管理員を選任することが必要。

エネルギー管理統括者

条件：法律上「事業の実施を統括管理する者」（役員クラスを想定）をもって充てるとされており、事業経営の一環として、事業者全体の鳥瞰的なエネルギー管理を行い得る者
役割：経営的視点を踏まえた取組の推進
中長期計画のとりまとめ
現場管理に係る企画立案、実務の実施

エネルギー管理企画推進者

条件：エネルギー管理講習修了者 又は
エネルギー管理士の資格を有している者
役割：エネルギー管理統括者の職務を実務面から支えること

エネルギー管理者及びエネルギー管理員

条件：現行省エネ法どおり。
役割：現行法に引き続き、エネルギー管理指定工場等の現場におけるエネルギー管理を実施し、エネルギー管理統括者及びエネルギー管理企画推進者と連携しつつ、経営判断に基づく組織的な取組を実施することにより、事業者全体として効率的かつ効果的な省エネルギー対策を図ること

原則として、これらの役職を同一人物が複数兼任することや、他事業者に外部委託することを認めていないが、条件を満たし、かつ、経済産業局が承認した場合に限り行うことができる。

【条件については、1.～8.参照】

承認基準の概要

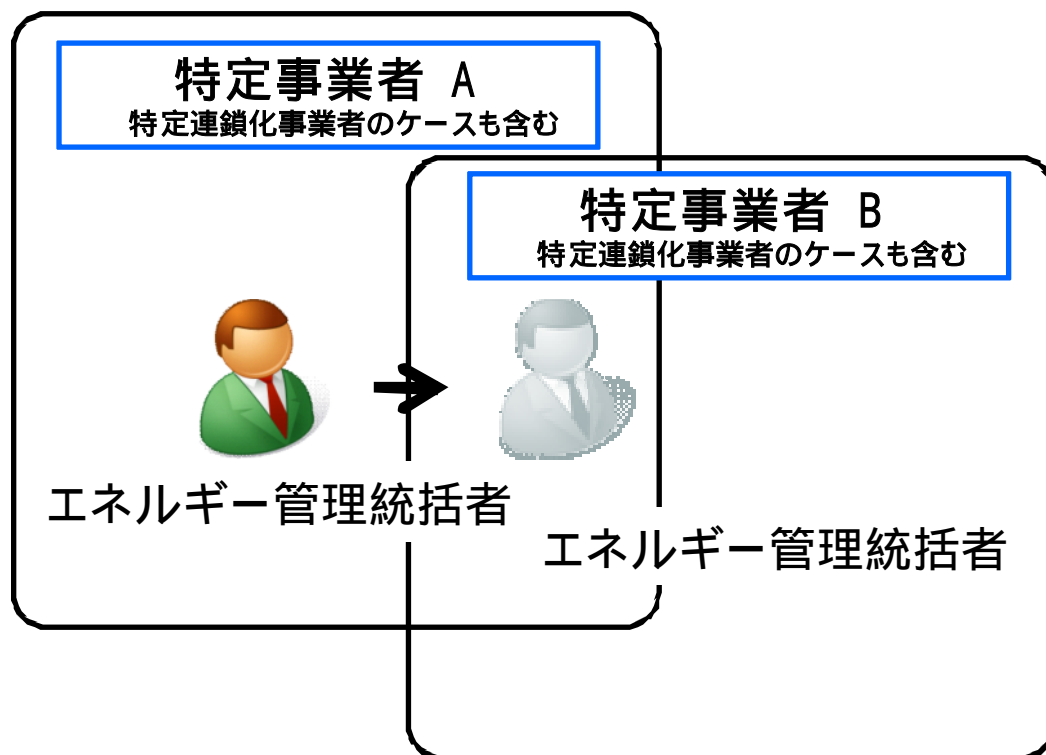
エネルギー管理統括者等の「兼任」及び「外部委託」については、以下のケースについて定める各条件を満たし、かつ、経済産業局が承認した場合に限り行うことができる。

	兼任		外部委託
	自社から選任	他社から選任	
エネルギー管理統括者	×	特別目的事業体のみ エネルギー管理統括者 との兼任可 【1. 参照】	個人又は特別目的事業体 のみ外部委託可 【6. 参照】
エネルギー管理企画推進者	自社のエネルギー 管理者・管理員との 兼任可 【3. 参照】	特別目的事業体のみ エネルギー管理企画推 進者との兼任可 【2. 参照】	外部委託可 【7. 参照】
エネルギー管理者・管理員	自社のエネルギー企 画推進者との兼任可 【4. 参照】	同一敷地又は隣接し、 かつ、管理が一体的で ある工場等の場合、兼 任可 【5. 参照】	外部委託可 【8. 参照】

資産の流動化に関する法律(平成10年法律第105号)第2条第3項に規定する特定目的会社及び事業内容の変更が制限されているこれと同様の事業を営む不動産投資法人、合同会社等の事業体をいう。以下同じ。

1. エネルギー管理統括者の兼任に関する承認基準

特定事業者Aのエネルギー管理統括者を特定事業者Bのエネルギー管理統括者として兼任させようとする場合



【条件】

業務に支障がない

A及びBともに証券化された不動産における特別目的事業体に該当

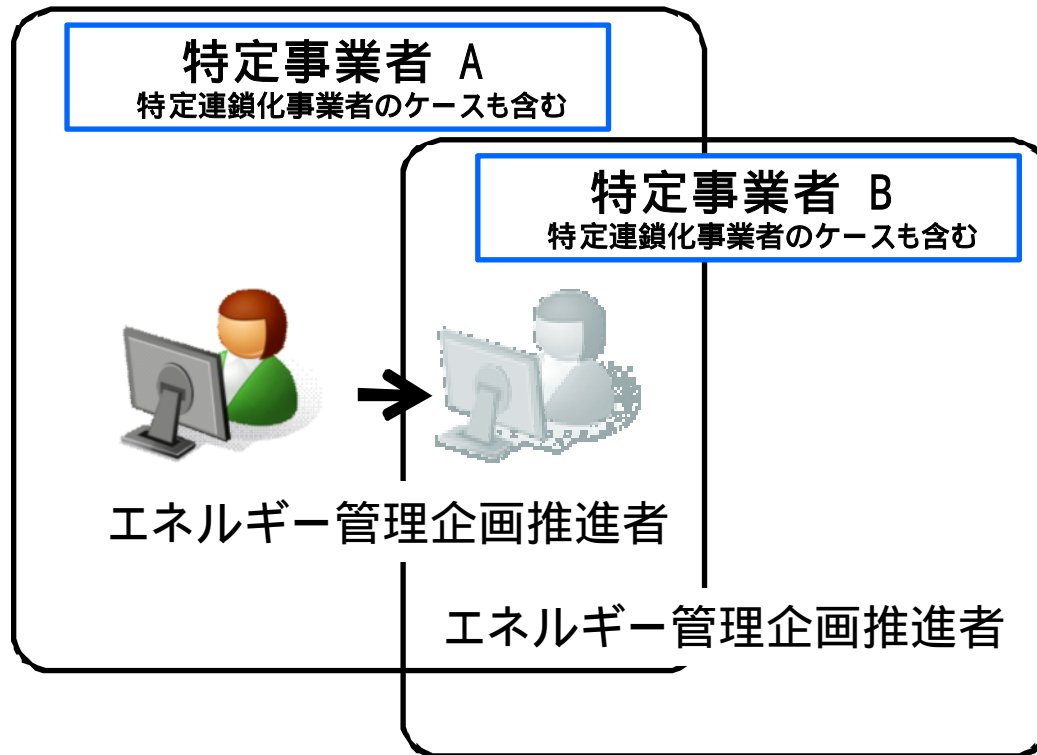
十分な時間の確保、エネルギー管理企画推進者との情報共有
兼任させようとする者が、エネルギー管理企画推進者、管理者又は管理員に選任されていない

Bが経済産業局へ届出

施行規則6条第2項 & 承認基準1.(1)

2. エネルギー管理企画推進者の兼任に関する承認基準

特定事業者Aのエネルギー管理企画推進者を特定事業者Bのエネルギー管理企画推進者として兼任させようとする場合



【条件】

- 業務に支障がない
- A及びBともに特別目的事業体に該当
- エネルギー管理士又はエネルギー管理講習修了者
- 十分な時間の確保、管理統括者との情報共有
- 兼任させようとする者が、エネルギー管理統括者、管理者又は管理員に選任されていない
- Bが経済産業局へ届出

施行規則6の4第2項&承認基準2.(2)

3. エネルギー管理企画推進者の兼任に関する承認基準

特定事業者Aのエネルギー管理者又は管理員を特定事業者Aのエネルギー管理企画推進者として兼任させようとする場合

特定事業者 A

特定連鎖化事業者のケースも含む



エネルギー管理企画推進者



エネルギー管理者
エネルギー管理員

【条件】

業務に支障がない

エネルギー管理士又はエネルギー管理講習修了者

十分な時間の確保、管理統括者との情報共有

管理者(管理員)の職務を2回/週以上行う
兼任させようとする者がエネルギー管理者(管理員)の兼務を行っていない

兼任させようとする者が他社のエネルギー管理者(管理員)でない

Aが経済産業局へ届出

施行規則6条の4第2項&承認基準2.(3)

4. エネルギー管理者・管理員の兼任に関する承認基準

特定事業者Aのエネルギー管理企画推進者を特定事業者Aのエネルギー管理者又は管理員として兼任させようとする場合

特定事業者 A

特定連鎖化事業者のケースも含む



エネルギー管理企画推進者



エネルギー管理者
エネルギー管理員

【条件】

業務に支障がない

エネルギー管理士(エネルギー管理員の場合にはエネルギー管理講習修了者でも可)

十分な時間の確保、管理者との情報共有

管理者の職務を2回/週以上行う

兼任させようとする者がエネルギー管理者又は管理員の兼任を行っていない

兼任させようとする者が他社のエネルギー管理企画推進者でない

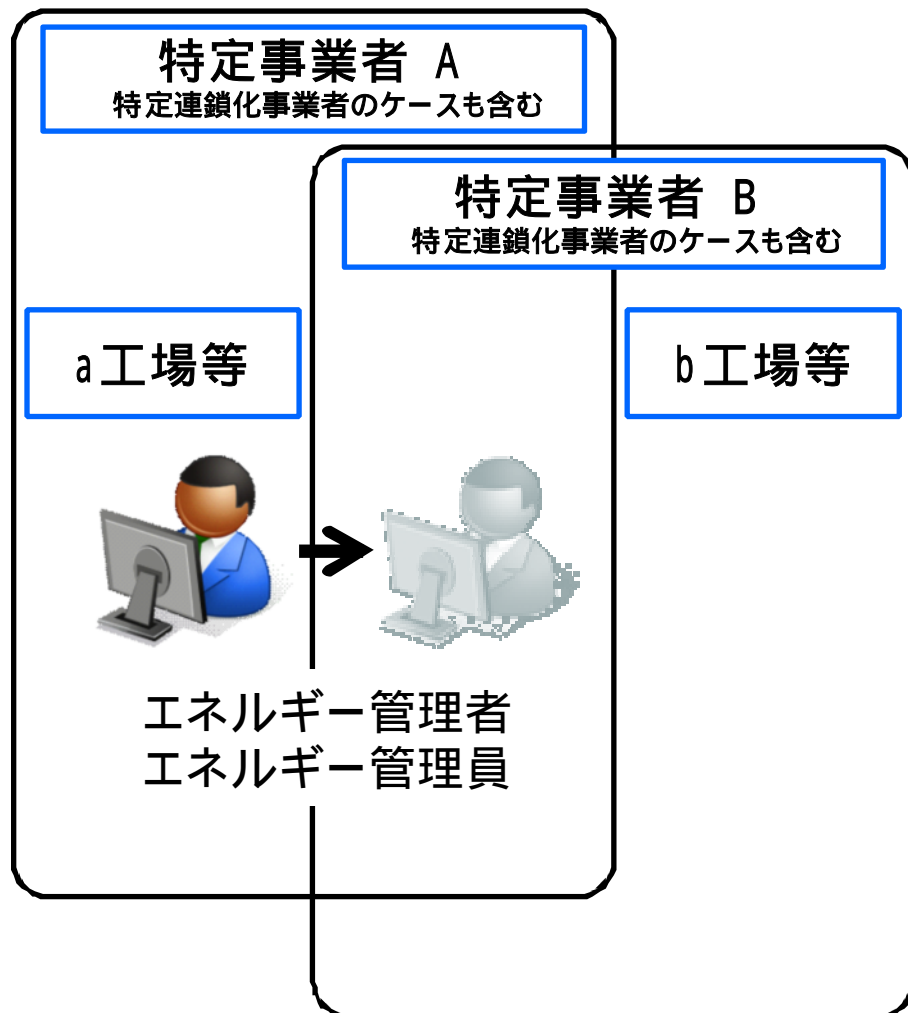
Aが経済産業局へ届出

管理者; 施行規則 8条2項 & 承認基準3.(2)

管理員; 施行規則11条2項 & 承認基準4.(2)及び5.(2)

5. エネルギー管理者・管理員の兼任に関する承認基準

特定事業者Aのエネルギー管理者又は管理員を特定事業者Bのエネルギー管理者又は管理員として選任しようとする場合



【条件】

業務に支障がない

エネルギー管理士(エネルギー管理員の場合にはエネルギー管理講習修了者でも可)

エネルギー管理者を兼任できるのはb工場に既に他の工場と兼任している管理者がいないこと
エネルギー管理士でない場合、第2種指定工場において管理員の兼任を行えるのは、業務部門及び製造部門の事務所に限定

a工場等とb工場等が同一敷地又は隣接し、かつ、管理が一体

兼務は3工場まで

管理するエネルギー使用量が2万kl未満

管理者の職務を2回/週以上行う

兼任させようとする者が連絡できる責任者を選任

a工場の同意が得られている

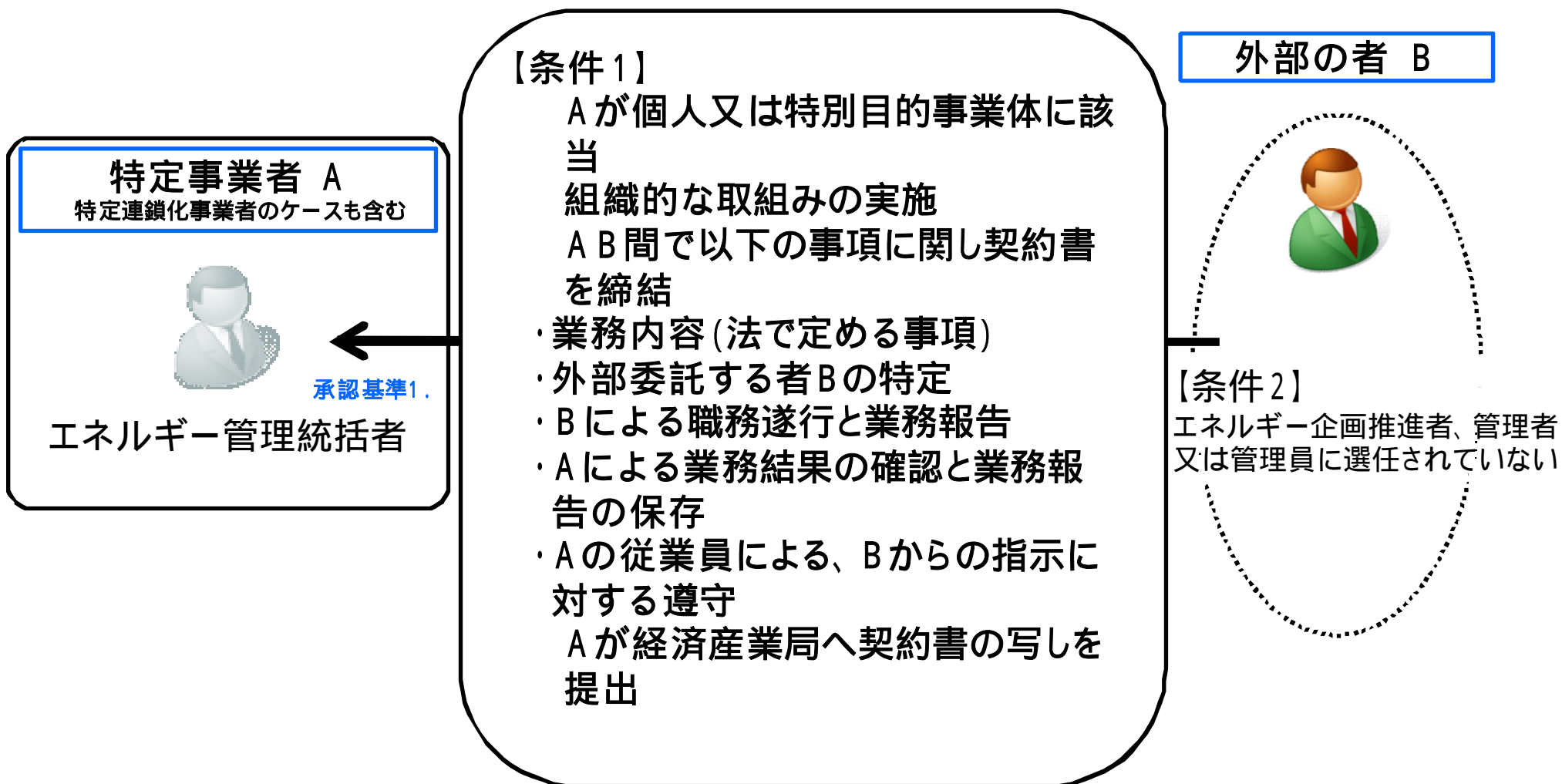
Bが経済産業局へ届出

管理者;施行規則 8条2項&承認基準3.(3)

管理員;施行規則 11条2項&承認基準4.(3)及び5.(3)

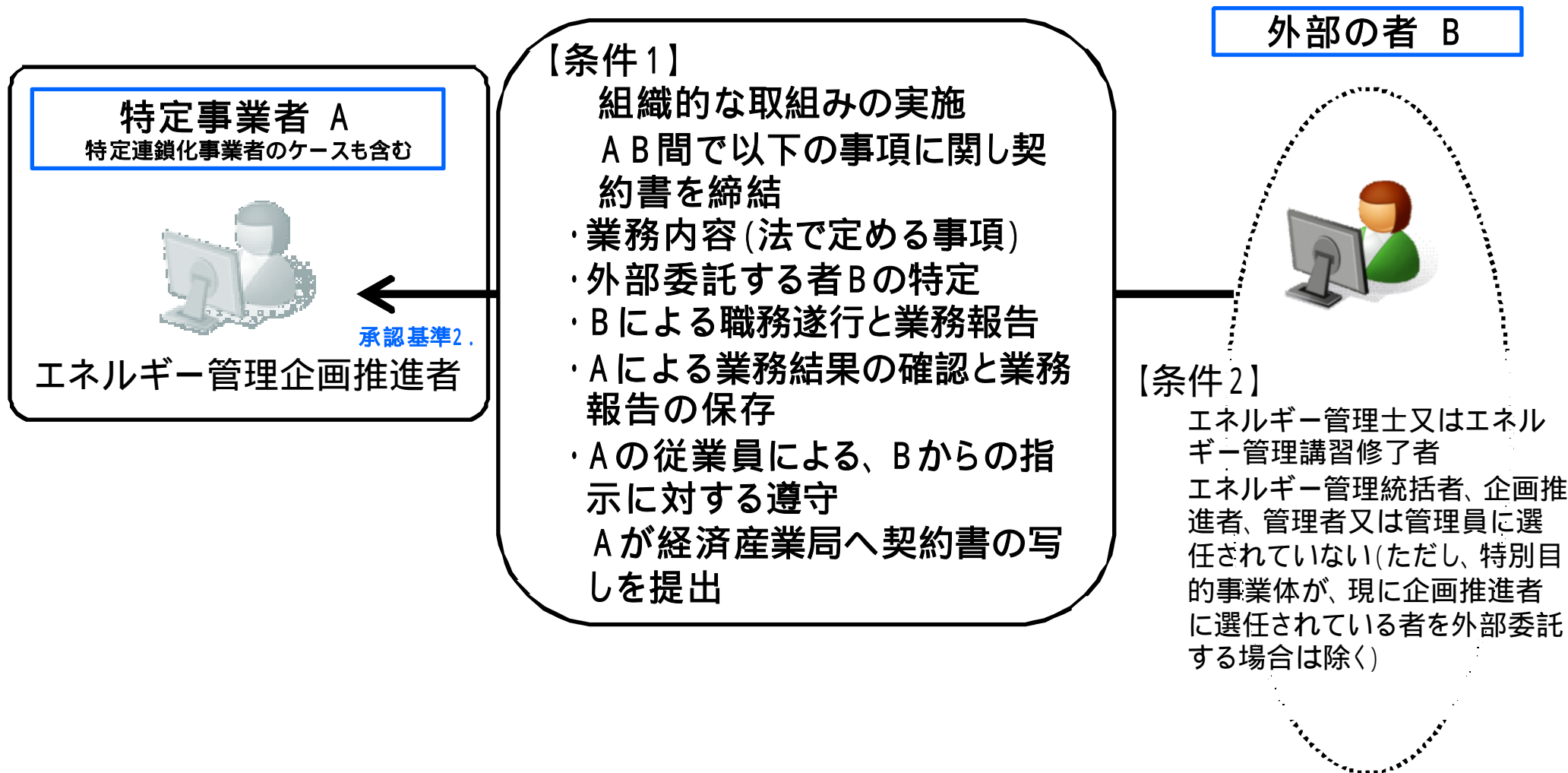
6. エネルギー管理統括者の外部委託に関する承認基準

特定事業者Aのエネルギー管理統括者をBに外部委託しようとする場合



7. エネルギー管理企画推進者の外部委託に関する承認基準

特定事業者Aのエネルギー管理企画推進者をBに外部委託しようとする場合



8. エネルギー管理者・管理員の外部委託に関する承認基準

特定事業者Aのエネルギー管理者又は管理員をBに外部委託しようとする場合

